



経営の散歩道

一二四回

川中経営所長 川中清司

今まで手形の書き換えで融資を受け続けてきたのが突然うち切られ、おまけに預金残高と借入を相殺されてしまったらどうなるか——たちまち資金ショートを起こし倒産に追い込まれる企業も多いだろう。

その場合、倒産させた責任は銀行側にあり、当然、損害賠償に應ずる必要があるのではないか。

〇 八月のはじめ、静岡県焼津市の建設業者が清水銀行を相手どって、二億円の損害賠償の訴えを起こした。

両者は長年の間合意の上で手形書き換えによる融資を継続してきたが、突然、今年の四月と五月の手形一億五千万円が半分しか書き換えされず、残りは無断で原告の当座預金の残高と相殺され、会社は資金に行き詰まり倒産してしまつた。

「銀行が一方的に手形書き換えをやめて、融資先の選別を強め計画的に倒産させた」と原告は主張する。

〇 銀行側にしてみれば、内容の良くない取引先から回収を急ぎ、灰色債権を減らして自己資

金を増やすのは、自己防衛の手段かもしれない。しかし一方的に約束を破って回収を急ぐと、資金ショートで連鎖倒産を巻き起こすことになる。

銀行には、企業を育て経済を維持発展させる公的使命がある。〇 貸し渋りが、依然として企業を苦しめている。



バブル崩壊の処方箋

その10

融資を申し込んだら「社長仮払が多いので貸せない」と断られたケースもある。銀行から借りる前に、社長が仮払金を返済しろというのだ。

しかし仮払金の実態は会社の販売促進費の支出で、税務計算上の交際費とされた限度超過額をあげたにすぎない。返す気もないし必要もない。銀行に再度つつこんでみると、信用保証協会からの指示だという。決算書の表づらだけの審査ではねつけ

る、巧妙な貸し渋りだ。〇 住専機構の中坊公平社長

(弁護士) は平成一〇年六月三〇日、住友銀行に「紹介責任」があるとして、東京地裁に四八億円の損害賠償の訴訟を起こした。

住友銀行の紹介で、「地銀生保住宅ローン」が横浜市の病院経営者に五五億円を融資したが、そのうち二七億円が回収不能となったなど三つの事件だ。

融資は株式売買の名目だったが、実際は仕手株を売買するワル集団に年二割の高利で転貸して儲けをたくらんでいた。しかも病院経営者は転貸先の中味も知らされていなかった。バブル

崩壊で株式が下がり焦げついて回収不能となった。

訴訟までに八回、住友側と交渉を重ねたが「紹介した融資が焦げついても、銀行に責任はない」と抵抗は強かった。しかし「紹介融資」の実態は、返済がむずかしい企業に、自行は融資しないで系列の住専に紹介して「パパ」をつかませる。銀行はそれまでの貸付残を返済させたばかりか協力預金までさせたケースもある。

〇 住専処理で六八五〇億円が国民の税金で決まったとき、政

府と与党三党は次のような確認書を交わしている。

「迂回融資・紹介融資のうち銀行が不正に関与したものなど金融機関の本来の責任を回避したケースなどあらゆる経営責任追求を行う」

だが政治の取り決めはカラ約束に終わることが多く当てにならない。ホゴにさせないためには、強力な実行機能と国民の監視パワーがいる。

膨大な回収不能を発生させ、経営を危機に陥れた経営者の責任は大きい。なかにはバブル時代に巨額の資金を自分らの私的流用に回したあげく、返済できなくなったケースもある。

〇 日本住宅金融の庭山慶一郎元社長は、私邸を売却しても一億二千万円を返済すると確約した。

「社会的・道義的な責任を招いたため、代表役員以上を勧めた先輩には退職金の返済をお願いしたい」。八月末の衆議院金融安定化特別委員会でも参考人として招致された日本長期信用銀行の大野木克信頭取はこう答えている。

〇 論語に孔子のこんな言葉がある。「(政と刑を以てすれば)民、免レテ恥無し」

政治や刑法で責任を求めても、人はうまく免れて恥じようとしてない。それ以前に必要なのは人間としての道義ではないのか。